

岩手県告示第 436 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 19 年 5 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 283 号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 釜石市甲子町第 1 地割 90 番 10 地先内
 - (2) 釜石市甲子町第 1 地割 90 番 2 地先内
 - (3) 釜石市甲子町第 1 地割 90 番 10 地先内
 - (4) 釜石市甲子町第 1 地割 90 番 2 地先内
 - (5) 釜石市甲子町第 1 地割 90 番 10 地先内
- 3 供用開始の期日 平成 19 年 5 月 22 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 釜石地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 19 年 5 月 22 日から同年 6 月 22 日まで